

○島根県スポーツ推進審議会条例

昭和 37 年 3 月 20 日

島根県条例第 12 号

[島根県スポーツ振興審議会委員の定数等に関する条例]をここに公布する。

島根県スポーツ推進審議会条例 (平 23 条例 32・改称)

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、島根県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(定数)

第 2 条 審議会の委員の定数は、14 人以内とする。

2 特定の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に前項に定める委員のほか、臨時に委員を置くことができる。

(任命)

第 3 条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事の意見を聴いて教育委員会が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時に置かれた委員は、特定の事項を調査審議するため必要な期間在任するものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○島根県スポーツ推進審議会規則

昭和 37 年 3 月 27 日

島根県教育委員会規則第 5 号

[島根県スポーツ振興審議会規則]をここに公布する。

島根県スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第 1 条 島根県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の運営に関しては、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)及び島根県スポーツ推進審議会条例(昭和 37 年島根県条例第 12 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 4 条 島根県教育庁及び島根県の職員は、審議会の会議に出席して意見をのべることができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、島根県教育庁において行う。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。